



全国NPOバンク連絡会

NEWS RELEASE

2010. 5. 2

NPOバンクの存続、ほぼ確実に

～しかし未だヤドカリ状態、「NPOバンク法」の制定が必要～

■金融庁の内閣府令改正案で、NPOバンクの存続はほぼ確実に

全国NPOバンク連絡会（「バンク連」）では、今年6月に迫った貸金業法の完全施行により、（1）貸出先が個人である場合には、指定信用情報機関に融資情報が登録され、融資先の個人が住宅ローンなどの銀行からの融資が受けられなくなること、（2）常務に従事する役員のうち、貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者があることの義務付け（NPOバンクの新規設立が極めて難しくなる）などの問題が生じ、NPOバンクの存続が困難になることを訴えてきました。

貸金業法完全施行に先立って、去る4月26日に金融庁から発表された「改正貸金業法に関する内閣府令の改正（案）」（※）では、「NPOバンクに対する対応」として、（ア）貸付業務経験者の確保義務の免除、（イ）指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除及び総量規制の適用除外がなされることが掲げられています。

これらをバンク連で検証した結果、貸金業法完全施行の6月18日以後も、NPOバンクは違法状態にならず、融資先の個人にも迷惑をかけなくてすむ形で活動を続けていくことがほぼ確実にになったとの結論に至りました。

このような画期的な政策が打ち出されたことにつき、こうした対応をしていただいた金融庁、それに向けて多くのご尽力をしてくださった国会議員の方々、これまで支援してくださった多数の方々に、バンク連では心から感謝しています。

※金融庁「改正貸金業法に関する内閣府令の改正（案）」については、以下のサイトを参照。

<http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100426-3.html>

■しかし未だ「ヤドカリ」にすぎず、今後はNPOバンク法の制定へ

ただ、今回の対応は、これまで廃業の危機に瀕していたNPOバンクが当面雨露をしのぐための仮の宿を得たに過ぎません。貸金業法で基本的に営利のサラ金と同じ扱いにされていることは、いわばヤドカリ状態でしかなく、今後も貸金業法が改正されるたびにNPOバンクは存続の心配をしなければなりません。今後、バンク連は、地域起こしのための非営利・公益の市民金融が力強く発展するための基盤となる「NPOバンク法」の制定などに向け、運動を進めたいと考えていますので、引き続き、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

本件にかかる連絡先：

【全国NPOバンク連絡会】（担当：多賀）
メール： taga@e-mail.jp